

市民ホール等利用料金の減免制度について

1. 内容

(1) 文化芸術分野のクラブ活動で一定の成績を収めた生徒への支援

文化芸術基本法に規定する文化芸術分野の市内中学校クラブ活動において、関西地域の複数の府県から参加のある大会（「関西大会」「近畿大会」等の名称で実施されるものをいう。）以上へ出場する中学校について、年度あたり 1 回（ただし、対象は当該大会出場の翌年度までの利用とする。）に限り市民ホール等利用料金を全額免除します。

対象：市内の中学校（私学を含む）

減免割合：施設利用料金にかかる費用を全額減免。（附属設備利用料金の減免は 12 万円までとする。また、人件費は減免なし）

回数等：各学校につき年度あたり 1 回に限る

対象施設：文化芸術センター、ローズ文化ホール（ホール以外の諸室も含む）（ただし、ホールについては、1 つとする）

受付方法：学校単位での受付。申込み時に減免申請を指定管理者へ。指定管理者は、減免申請があった旨を文化芸術課へ情報提供し、同課でも確認する

(2) 市内各学校への文化芸術分野事業支援

学校単位での文化芸術分野の催しを実施する際、市民ホール利用料金を半額免除とします。

対象：市内の学校（私学を含む。小 42、中 21、高 9、専修・大学 3、支援学校 2 校）主催の文化芸術行事

減免割合：施設利用料金にかかる費用を半額減免。（附属設備利用料金の半額減免は 6 万円までとする。また、人件費は減免なし）

回数等：各学校につき年度あたり 1 回に限る

対象施設：文化芸術センター、ローズ文化ホール（ホール以外の諸室も含む）（ただし、ホールについては、1 つとする）

受付方法：学校単位での受付。申込み時に減免申請を指定管理者へ。指定管理者は、減免申請があった旨を文化芸術課へ情報提供し、同課でも確認する

2. 積算額

積算については、指定管理委託料に 5,000,000 円を上乗せし、年度ごとに清算する（具体的な額については年度協定で定めるものとする）。